

仕 様 書		仕様書番号	第 1 号
品 名	産業廃棄物処理役務	作成年月日	R6.3.8

1 この仕様書は、産業廃棄物処理役務について必要な事項を規定する。

2 役務場所

陸上自衛隊習志野演習場 (別紙参照)

3 役務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

4 産業廃棄物の種類・形状・特性については以下表に示す通りとする。

表

廃棄物種類	廃棄物形状	廃棄物特性
木くず、紙くず、金属くず、ゴムくず、 繊維くず、廃プラスチック類、 ガラス・コンクリート、陶磁器くず	塊状・固化状	可燃性

5 役務内容

(1) 契約相手方は官の示す場所に専用容器を設置するものとする。

(2) 専用容器の回収時期については別途官から通知するものとし、回収の際新たに空の専用容器を設置するものとする。

6 その他

(1) 契約相手方は都道府県知事から受けたそれぞれの業者の許可証の写しを提出するものとする。

(2) 処理施設の種類及び処理能力についての出来るだけの詳細な資料等を提出するものとする。

(3) 中間処理後の残廃物の処理法及び最終処分業者との委託契約書等の資料を提出するものとする。

(4) 本役務の実施において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。

なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。

(5) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。

(6) 本役務で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。

(7) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

産業廃棄物処理役務

